

【トラック】事前登録の対象となる車両及び提出書類 概要

● 事前登録対象車両

- **トラック（BEV^{注1}、PHEV、FCV、水素内燃に限る）**
 - 車両総重量2.5トン超の車両（事業用、自家用ともに補助対象）**
 - 車両総重量2.5トン以下の車両（事業用のみ補助対象）**

※自家用の車両総重量2.5トン以下の車両は経済産業省CEV補助金で導入支援。

※トラックにはバンタイプ等を含む。

注1) バッテリー交換式EVを含む。以後同じ。

● 提出書類

- **様式第1～5について必要事項を記入の上、別紙として必要書類を提出。**
詳細は「導入対象車両事前登録のための提出書類」参照。

導入対象車両事前登録のための提出書類

1. 提出書類	2. 記載内容に係る要件
①様式第1	代表者確認（押印不要）を行うため、報告に係る責任者等の情報を記載すること。車両生産または販売管理に係る権限を有する役員がある場合は、該当役員の職・氏名の記載した組織図を添付すること。
②様式第2	各項目について記載のうえ、詳細資料を提出のこと。
③様式第3	<p>（1）車両価格については、標準的な車両（EV・PHV・FCV・水素内燃）における価格とし、架装物その他の動力構造以外の仕様（パワートレインを改造して製造した車両）における標準的な仕様に係る定価または基準となる価格で、全国において販売する場合には首都圏における価格であること。</p> <p>（2）標準車両価格との差額は、対象車両がディーゼルまたはガソリンエンジンのパワートレインを改造して製造した車両である場合は、上記（1）により算出される差額とする。</p> <p>（3）車両諸元に必要事項を記入及び車両外観3面図を提出のこと。</p> <p>（4）その他該当「有」とした項目の詳細資料を提出のこと。</p>
④様式第4（対象車両がディーゼルまたはガソリンエンジンのパワートレインを改造して製造した車両である場合に限る。）	<p>（1）改造前車両調達費が複数ある場合、本様式を複数作成して報告すること。</p> <p>（2）パワートレインの改造に係る購入部品、製品（モーター、バッテリー等）は当該部品等販売会社の見積書または領収書を添付すること。</p>
⑤様式第5	様式第5 表明書を提出のこと。
⑥対象車両の図面等構造が分かる資料（動力構造（パワートレイン）を示すもの。）（架装物その他の仕様について標準的な仕様とみなす理由を示すカタログ、販売実績データその他の説明資料を添付すること。）	<p>（1）対象車両の動力構造（パワートレイン）はEV・PHV・FCV・水素内燃のいずれかに該当していること。EVにあってはエンジンが付帯されていないものであること。（PHVを除く。）</p> <p>（2）対象車両の架装物その他の仕様については標準的な仕様（生産台数が最も多く見込まれること、または販売実績が最多販売帯にある仕様であること等により代表的なタイプと見なせるもの）</p>
⑦対象車両の標準的な仕様及び、標準的な仕様における標準価格を示す資料（ただしディーゼルまたはガソリン車のパワートレインを改造して環境配慮型先進車となった場合を除く。）	カタログ、公表資料、その他販売部門において標準的価格を定めた資料とする。なお、様式第3の「車両に搭載された電費向上や防災に資する各種機能」については標準装着される機能のみを対象とし、カタログや公表資料等でその効能が説明されているものに限る。
⑧対象車両の販売計画を示す資料	今後3年以上の継続した生産及び販売の計画があり、また、後継モデルも含めて増産による価格低減を目指す方針が示されていること。

導入対象車両事前登録のための報告時提出書類

1. 提出書類	2. 記載内容に係る要件
⑨標準車両の基本仕様が分かる資料（製造事業者名、型式、名称、車両総重量、最大積載量、乗車定員を含む。）	
⑩標準車両の図面等構造が分かる資料（架装物その他の仕様について選定理由を記したカタログ、販売実績データその他の説明資料を添付すること。）	架装物その他の仕様については本表⑥において標準的な仕様と認めたものと同じか代替可能なタイプであること。
⑪標準車両の価格を示す資料（カタログ、公表資料、その他販売部門において標準的な価格を定めた資料。）	架装物その他の動力構造以外の仕様が本表⑦における仕様に係る定価もしくは基準となる価格で、全国において販売する場合には首都圏における価格であること。
⑫対象車両の不具合等に対して修理を行う体制が整備されている資料。（修理用の部品が入手可能であること。）	当該部門を記載した組織図を添付すること。